

## ○ 福山市都市マスタープラン検討委員会 規約

(目的及び設置)

第1条 福山市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市マスタープラン」という。）の見直しに当たり、総合的かつ体系的な計画づくりを行うため、福山市都市マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、都市マスタープランに関する事項について協議・検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会に委員が出席できないときは、当該委員の委任する者が出席できる。ただし、市民委員は除くものとする。
- 3 委員会の会議は、必要に応じて、関係のある委員だけで開くことができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、建設局都市部都市計画課に事務局を置く。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規約は、2007年（平成19年）2月6日から施行する。

附 則

この規約は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この規約は、2024年（令和6年）9月4日から施行する。

附 則

この規約は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

(別表)

## ＜福山市都市マスタープラン検討委員会 委員名簿＞

	所 属	役 職	名 前	備 考
1	広島大学	教授	田中 貴宏	委員長
2	呉工業高等専門学校	教授	神田 佑亮	副委員長
3	福山市農業委員会	会長職務代理	岡本 卓也	
4	福山商工会議所	専務理事	小林 仁志	
5	福山市商工会連絡協議会	会長	榊原 哲也	
6	福山市自治会連合会	常任理事	大畠 功之	
7	社会福祉法人 福山市社会福祉協議会	課長	竹廣 陽子	
8	社団法人 広島県宅地建物取引業協会福山支部	福山支部長	浅利 清	
9	市民委員		田村 晃宏	
10	市民委員		土居 稔弘	
11	市民委員		森山 恵	
12	国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所	副所長	杉原 義和	
13	広島県東部建設事務所	次長	山口 純	
14	福山市建設局	局長	市川 清登	